

「移住・定住」

本市では、多くの市町村と同じく、年々、居住者が減少し、過疎化が進んでいます。

市は、第1次総合計画において、「移住・定住促進対策」を重点プロジェクトに掲げ、市内外の人々から「住みたい」「住み続けたい」と思われるまちづくりのため、施策の一つとして、「快適な住環境の提供」を推進しています。平成21年度から、移住・定住の促進、自治会および市内経済の活性化を図るため、『**移住・定住促進対策補助金制度**』を設け、市内において住宅を新築・購入などする方の取得経費に応じた補助金を交付しています。

また、新たに住宅用地をお求めになりたい方へ、市内3カ所の『**分譲宅地**』を販売しています。

このほか、市内の空き家が有効活用され、地域の活性化が図られるよう『**空き家情報登録制度**』を実施しています。

このような移住・定住促進対策の制度を有効に活用していただくよう、市民の皆さんにお知らせします。

南九州市内で住宅の取得などを予定されている方は、事前に市役所にご相談ください。

移住・定住促進対策補助金制度

住宅取得経費（新築、建売・中古住宅購入、リフォーム）および土地取得経費※の合計額の1割もしくは次の補助金のいずれか低い額を補助金として交付します。

※土地取得に係る補助金の加算がある場合に限りです。

補助金

出身自治会…本人または配偶者の父母が居住している自治会
市外居住者（移住）…市外に1年以上居住し、市内に転入しようとする方

出身自治会内に
新築・購入・リフォーム
40万円

出身自治会外に
新築・購入・リフォーム
20万円

出身自治会が無い方が
新築・購入
40万円

(注) 出身自治会外でのリフォームは市外居住者に限ります。

[加算金]

- 本社が南九州市内にある建築業者との契約：新築、建売購入、リフォーム…20万円
※中古住宅購入は対象外
- 市外居住者（移住）の土地購入費：5分の1の額（上限50万円）
- 出身自治会外でのリフォームの住宅・土地購入費：5分の1の額（上限20万円）

◎ 制度の注意点（必ず確認）

- ・申請の期限は、工事請負契約日または建築確認申請日もしくは住宅売買契約日から**60日以内**です。申請期限後は受け付けられません。※市外居住者は、転入後**60日以内**であれば受け付けます。
- ・補助金交付の要件として、自治会への加入と自治会活動に協力しなければなりません。
- ・リフォームは、経費が200万円以上の場合です。申請の際は施行前の写真が必要になります。
- ・中古住宅購入は、経費が200万円以上（土地代を除く）の場合です。
- ・市内居住者が、出身自治会外に新築、建売・中古住宅購入する場合は50歳未満に限ります。
- ・すでに持ち家がある方は対象になりません。
- ・補助を受けた後、5年以内に転居された場合は補助金を返還していただきます。



制度内容や申請手続きなど、詳しくは、お問い合わせください。

南九州市分譲宅地情報

～豊かな自然に恵まれた歴史と文化のまちで、マイホームを実現しませんか～

のこり 32 区画



南野元住宅団地
1区画あたり
376万円～567万円

のこり 8 区画



上山田有木住宅団地
1区画あたり
297万円～368万円



のこり 17 区画

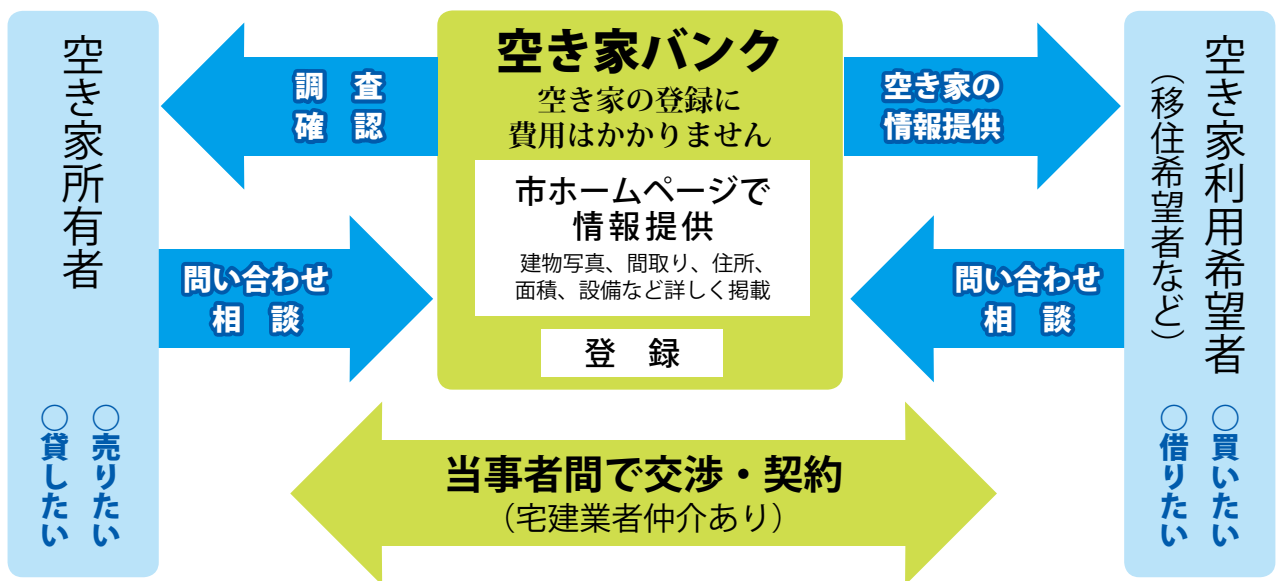


知覧みずほ団地
1区画あたり
328万円～408万円

空き家バンク (空き家情報登録制度)

～地域活性化のため、有効活用しませんか!～

空き家の賃貸または売買を希望している所有者から情報提供を受け、空き家バンクに登録し、市ホームページなどで利用希望者に紹介します。



【お問い合わせ】 南九州市役所 企画課 企画係 ☎0993-83-2511
市ホームページ <http://www.city.minamikyushu.lg.jp>